

2006年7月21日

## 台所用 / 住宅用の洗剤について、「除菌」と表示できる基準を設定 公正競争規約に追加決定

この度、洗剤・石けん公正取引協議会(会長・尾崎元規 花王株式会社社長)の定時総会(6月23日開催)において、台所用洗剤と住宅用洗剤の除菌表示に関する公正競争規約の追加・改訂案が承認され、公正取引委員会に申請される運びとなりました。

これを受けて、日本石鹸洗剤工業会(会長・藤重貞慶 ライオン株式会社社長)は、公正競争規約に沿った除菌表示を推進するとともに、家庭用洗剤での「除菌」について、消費者に正しい認識をしていただくための啓発活動を進めていくことをお知らせいたします。

### <背景と経緯>

近年、消費者の清潔意識が高まるとともに、家庭用合成洗剤においても、除菌効果を訴求した製品が、年々増えてきました。

日本石鹸洗剤工業会の会員各社が販売する多くの製品で「除菌」が訴求されており、会員企業6社の製品で見ても、台所用洗剤では市販されている41品中18品、住宅用洗剤では48品中23品に「除菌」が訴求されています。これらの除菌訴求は、各社がそれぞれの基準を設けて実施していました。しかしながら、市場で多くの「除菌」訴求洗剤が販売されている状況を鑑みますと、除菌効果を訴求する判断基準や表示内容が統一されていないため、業界内で統一すべきとの声が上がっておりました。

このような現状から、除菌に関する適正表示をルール化するために、1999年より、洗剤・石けん公正取引協議会にワーキンググループを設けて、台所用洗剤、住宅用洗剤、洗濯用洗剤の「除菌表示規準」、および「除菌訴求のあり方」を明確にすべく、検討が進められてきました。試験方法開発と再現性、家庭での実使用時と同試験法による除菌性能結果との相関性を確認することに特に時間を要しました。

今回、台所用洗剤のスポンジ除菌および住宅用洗剤の除菌についての除菌表示に関するルールを公正競争規約に追加・改訂し、公正取引委員会に申請の運びとなりました。

なお、洗濯用洗剤については鋭意検討中であり、まとめ次第、追加される予定です。

## <協議会総会 承認項目>

### 1. 「除菌」表示ができる統一基準を設定

除菌表示を行うには、洗剤・石けん公正取引協議会が定める除菌の試験方法により、洗剤・石けん公正取引協議会が公認した外部試験機関において試験を行い、一定の基準をクリアする必要があります。

一定の基準とは、合否判定のための菌種を黄色ブドウ球菌、大腸菌の2菌種とし、それぞれの菌種で「除菌効果のない対照試料」に対して生菌数を1/100以下に減少させる(除菌活性値が2以上の)能力を言います。

洗剤・石けん公正取引協議会が定義する除菌とは「細菌類を物理的、化学的または生物学的作用により、対象物から有効数減少させること」です。(なお、カビや酵母などの真菌類は含まれません。)

### 2. ラベル表示の方法を設定

上記の除菌基準を満たす製品には「除菌」のマーク表示、「洗剤・石けん公正取引協議会の除菌基準を満たしている」旨の表示のいずれか、あるいはその両方を表示することができます。

ただし、除菌が特定の対象物・用途についてのみ実証されている場合と、除菌するために何らかの使用条件を満たすことが必要となる場合は、一般消費者が誤認することのないように、除菌の対象物・用途・使用条件を明記する必要があります。

また、台所用洗剤のスポンジ除菌のように、特定の対象物・用途の除菌のために、通常と著しく異なる使用方法を取る場合には、「除菌」のマーク表示に対象物・用途を併記する必要があります。(添付資料：台所用洗剤の除菌表示例)

さらに、薬事法に規定されている「殺菌」効果とは明確に区別する必要があります。それに加え「すべての菌を除菌するわけではない」旨の表示も必要になります。

## <今後の啓発活動について>

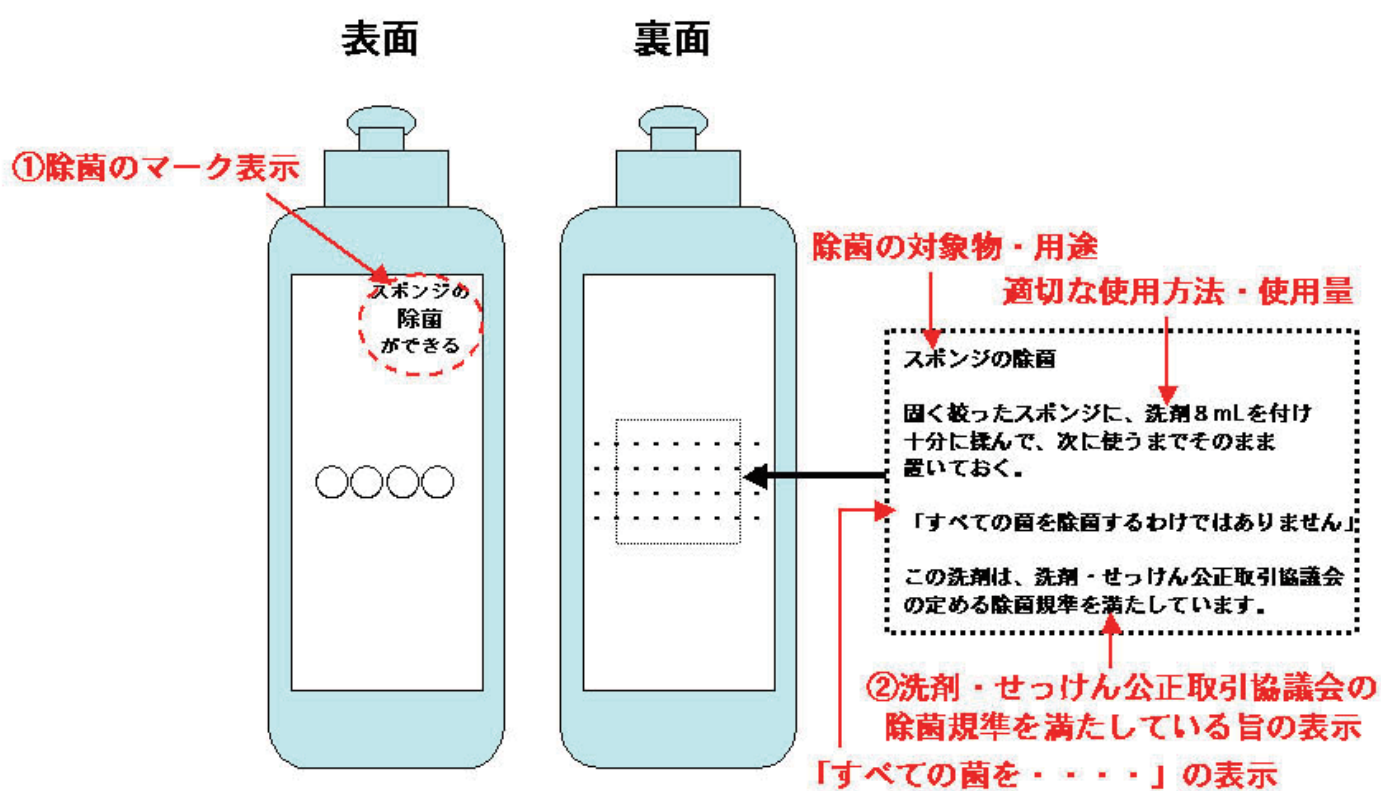
日本石鹸洗剤工業会では、会員各社へのルールの周知・徹底を図るとともに、ホームページで、細菌についての一般的知識、「除菌」という用語の定義、除菌表示についての規約設定の背景や目的、『除菌表示基準』を満たし、除菌訴求をしている洗剤の見分け方、「除菌表示洗剤」についての説明、除菌試験ができる公認試験機関名を掲載してまいります。

以上

お問い合わせ窓口

日本石鹸洗剤工業会 03 - 3271 - 4301 (代表)

## 台所用洗剤の除菌表示例



※「除菌」の表示をする場合には①、②のいずれか、あるいはその両方の表示をする